

太陽のでがみ

てがみには、住所・氏名・年齢・職業を記入してください。（広報掲載時に氏名は載りません。）なお、ひぼう・中傷や営利を目的とする内容は掲載しません。

古紙回収について



70代・男性

私は個人情報に関するものは、シュレッダーにかけています。それらも古紙と同様に扱っていただけると、ごみの削減にもつながりますので、一考をお願いします。

お答えします

シュレッダーごみの資源化につ

きました。平成27年に役場から排出されたものを再資源化する取り組みを試験的に実施しました。その結果、シュレッダーにより切断した紙は、繊維が細くなり過ぎ、紙の原料として適さないとのことから、リサイクル業者に引き取ってもらえなくなり断念した経過があります。

町としましては、今後においてもごみの減量および再資源化について情報収集等に努めていきますが、シュレッダーごみにつきましては、引き続き可燃ごみとして排出させていただきますようお願いいたします。

〈町民サービス課〉

庶路中踏切の看板について



40代・男性

今年の10月から庶路中踏切の両入り口に「自転車・オートバイ通り抜け禁止」の看板が立ちました。

これは、道路交通法の基準と同じ扱いになりますか（道路交通法では、自転車を押して歩く、エンジンを止めたオートバイ・原付を押して歩く者は「歩行者」として扱われる）。

仮に自転車等を押して渡ることができないとなると、西庶路の線路北側の人は大変です。歩行者用の跨線橋が庶路川方面の跨線橋を渡るには、自転車では厳しいです。道路交通法と同じ扱いで良いのであれば、看板の表記を変えてください。

お答えします

町道西庶路東2条通りの庶路中踏切の看板は、踏切事故防止のため、北海道旅客鉄道株式会社からの要請ならびに協議により、通行に対する規制の標識を道路管理者として設置した経過があります。

しかしながら、ご指摘のとおり、規制標識に一部誤解を招く内容がありご不便をおかけしました。

二輪または三輪の自転車およびエンジンを止めた大型自動二輪車または普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車を押して歩く者は、道路交通法で規定された「歩行者」として扱われるため、早急に看板を取り換え、ご不便をかけることの無いようにしますので、ご理解をお願いします。

〈建設課〉

地域貢献ありがとうございます

市橋建設株式会社（本社・釧路市音別町）が地域貢献活動として10月27日に「西庶路ふれあい公園」の枯れ葉清掃、11月14日に恋問集会所駐車場の整地を行いました。

同社は、道道上庶路停車場線沿いで法面工事を行っており、その現場近くでできることがあればと、このたび地域貢献活動を実施して下さったものです。



恋問集会所の駐車場整備する社員